

2019年9月18日

お客さま 各位

静岡県労働金庫

「令和元年台風第15号に伴う災害」により被災されたお客さまへ

「令和元年台風第15号に伴う災害」により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様におかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では、今回の災害に遭われた皆様とのお取引に対して、下記のお取扱いを実施しておりますのでご案内いたします。

詳細につきましては、〈ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

記

1. 預金のお取引

(1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいたうえで、10万円を上限にお支払をいたします。

※お届出印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談ください。

(2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。

(3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合も窓口にてご相談ください。

(4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談ください。

2. 融資のお取引

(1) 既にお借入されているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談ください。

以上